

原子力損害賠償紛争審査会

会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和2年9月2日

大熊町長 吉田 淳

大熊町議会議長 吉岡 健太郎

・原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約9年5か月が経過しました。震災以降、長期にわたり全町避難を強いられていましたが、昨年4月10日に、居住制限区域である大川原地区、避難指示解除準備区域である中屋敷地区の避難指示が解除されましたが対象となる住民は、町の総人口の3.5%とわずかであり、今もなお、県内外での避難生活を余儀なくされております。

当町では、避難先での生活支援と帰還のための環境整備を進め、昨年4月に大川原地区で役場新庁舎が開庁、6月からは災害公営住宅の入居、本年4月には認知症型高齢者グループホームもみの木苑を開所するなど、ふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

また、令和4年春には、特定復興再生拠点区域全域の解除を予定しており、長い年月を要しましたが旧市街地の復旧・復興へ着手できるようになりました。

しかし、それでもなお約51パーセントの町土が帰還困難区域のままとなっており、除染や解除の見通しが立っていない

い状況となっております。

このように、当町は、復旧・復興に向けた取組みを進めているところですが、帰還した町民は、医療や生活環境に対する不安や不満を抱え生活しております。また、多くの町民は、避難生活の長期化に伴う精神的、経済的な苦痛を被り、将来への不安を抱え続けております。

このため、当町では、町民が今後も安心した生活を送れるよう、昨年度の原子力損害賠償紛争審査会による現地視察の際、要望書を提出させていただきましたが、指針については直ちに見直しが必要とは考えてないの見解が示されました。

審査会におかれましては、復興の状況だけではなく、目を背けたくなるような当町の現状を十分に御理解いただき、国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の被害実態に即した内容となるよう指針の見直しに真摯に努めていただきたい。

以上のことから、下記5点について審議し、指針に示していただきたく、強く要望いたします。

記

1. 帰還困難区域が町土の大部分を占める状況を踏まえた賠償について

帰還困難区域が町土の大部分を占める状況を踏まえ、今後も多く町民は避難生活が継続し、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりである。

しかし、昨年1月に開催された審査会では、直ちに指針を見直す考えはないとの見解が示され、審査会として、これまで被害者の声に真摯に耳を傾けて審査・検証が行われてきたものとは考えにくいものとなっている。

審査会としての責務を改めて認識し、避難生活が続く間、また、帰還もしくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他の実費等が発生している場合は、その個別の事情に応じた賠償が確実に実施されるよう適切に審議し、指針に示すこと。

2. 商工業者や農林業者等の営業損害就労不能損害に係る審

議と指針への明示について

商工業者や農林業者及び町内の土地により収益を得ていた個人事業主等の営業損害及び就労不能損害については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。」とされていることを踏まえ、避難指示が解除されず町内で事業再開が困難な大熊町特有の状況や避難指示解除後の営業や就労が困難な状況を鑑み、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、個別の状況に応じた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例及び裁判の

判例の反映について

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針の基準をこ

えた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。

また、裁判によって様々なケースの判決が下されていることから、裁判の結果を十分に考慮し被害者・被害自治体に共通する事例及び類似事例については、等しく、迅速かつ円滑に賠償が実施されるよう指針に示すこと。

4. 地方公共団体の財物賠償について

地方公共団体が所有する財物については、平成29年9月に審査会より「地方公共団体における不動産の賠償について」が示され、平成30年3月に東京電力ホールディングス(株)より「公共財物の賠償に関する基本的な考え方」が示されたが、当町における公共施設の多くは帰還困難区域内にあり、避難の長期化に伴い、今後、再整備を想定している。

このため、避難指示区域内の公共施設においても、帰還に伴う整備費用負担が発生することから、中間指針第四次追補で示された住居確保損害の指針Ⅲ)を準用し、確実な賠償が

実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

5. 消滅時効について

平成25年12月に「原賠時効特例法」が施行され、福島第一原子力発電所事故に関する原子力損害賠償請求権の消滅時効期間が3年から10年に延長されたものの、未だ賠償請求権を行使していない被害者がいることから、将来にわたり消滅時効を援用しないよう指針に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう、国及び東京電力に強く申し入れること。

(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 永井 誠

電話：0240-23-7643

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717